

○総務省告示第二百九十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十六日

総務大臣 山本 早苗

5100MHzから5140MHzまで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管	平成29年6月30日まで	1W以下	

を

5100MHzから5140MHzまで	北海道総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	東海総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成29年6月30日まで	1W以下	
	5650MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下

改め、同表の注に次のように加える。

(注3) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。